



庄原市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政援助
団体等監査に係る監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により別紙のと
おり公表する。

平成24年3月5日

庄原市監査委員
同

藤原公晴
岡村信吉





庄 監 第 50 号

平成 24 年 3 月 5 日

庄原市長 滝口 季彦 様

庄原市監査委員 藤原 公昭
同 岡村 信吉



平成 23 年度財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により財政援助団体等監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

なお、同条第 12 項の規定により、改善措置を講じられた場合は、速やかに通知してください。

平成 23 年度

監 査 結 果 報 告

(財 政 援 助 団 体 等 監 査)

平成 24 年 3 月

庄 原 市 監 査 委 員

1 監査の対象

平成 23 年度定期監査においては、本庁 5 課及び口和支所 3 室を対象に監査を実施したものであるが、これに関連して次に掲げる団体を対象に、財政援助団体等監査を実施した。

補助金交付団体については、平成 22 年度に執行された補助金に係る出納その他の事務を対象に監査を実施した。

また、公の施設の管理団体については、公の施設の管理に係る出納その他の事務を対象に監査を実施した。

(1) 補助金交付団体

ア 補助事業者：庄原市シルバー人材センター

補助金名：高齢者活動推進事業補助金

補助金交付額：21,368,000 円

所管課：高齢者福祉課

イ 補助事業者：くちわモーモーフาร์ม

補助金名：農林漁業振興補助金（モーモーフาร์ม事業）

補助金交付額：1,780,000 円

所管室：口和支所産業建設室

(2) 公の施設の管理団体

ア 指定管理者：口和自治振興区

指定管理施設：口和自治振興センター・口和文化ホール（ヒューマンライツ）

指定管理料：3,750,305 円

所管室：口和支所企画調整室

イ 指定管理者：有限会社くちわ

指定管理施設：庄原市口和特産品加工販売施設

指定管理料：1,133,298 円

所管室：口和支所産業建設室

2 監査の期間

平成 23 年 12 月 21 日から平成 24 年 2 月 21 日まで

3 監査の目的及び方法等

団体の事務並びに団体を所管する課及び室の事務が、関係法規、経理規程等に基づき適正に執行されているか、補助金は補助目的、交付条件等に基づき適正に執行されているか、公の施設の管理は基本協定、年度協定等に基づき適正に執行されているかを検証することを目的として監査を実施した。

監査の方法は、団体及び所管する課及び室から提出された関係書類を監査し、平

成 24 年 2 月 10 日に団体事務所において関係者からの聴取により実施した。

4 監査の結果

団体の事務並びに団体を所管する課及び室の事務は概ね適正に行われているが、改善、検討を必要とするものについては、以下のとおりであるので、団体を所管する課及び室は、団体への指導等の適切な措置を講じるとともに、団体においては課及び室の指導等に応じた適切な措置を講じられたい。事務上の軽微な指摘事項については、監査の際に指導をしたので記述は省略した。

(補助金交付団体)

[庄原市シルバー人材センター]

(1) 実績報告書について (団体及び所管課に対するもの)

次のとおり改善すべき点があるので、補助事業者は適正に処理をされるとともに、市は確認をするよう改められたい。

ア 実績報告書が提出期限を過ぎて提出されている。提出期限内に報告されたい。

イ 企画提案方式事業に係る実績報告の添付書類について、添付されている書類では事業の内容及び収支の内訳が確認できなかった。内容が確認できる書類の提出を求めるとともに、事業の成果等を検証されたい。

(2) 経理事務について (団体に対するもの)

次のとおり改善すべき点があるので、補助事業者は適正に処理をされたい。

ア 全体の計数は正確であったが、一部、預貯金通帳と預金出納帳に差異があり、突合が容易でない箇所があったので、容易に確認できるような帳票のありかたについて検討されたい。

イ 一部の支出命令書に請求日・領収日が空欄のものがあったので、事務の正確性の確保に努められたい。

[くちわモーモーファーム]

(1) 実績報告書について (団体及び所管室に対するもの)

次のとおり改善すべき点があるので、補助事業者は適正に処理をされるとともに、市は確認をするよう改められたい。

ア 実績報告書及び収支決算書に誤りが見られた。

イ 収支決算書において、帰属すべき会計期間に適正に計上されていない金額が見受けられた。

(2) 補助金交付時期について (団体及び所管室に対するもの)

稲ワラ・飼料稲収集事業を主に、口和町堆肥センター管理組合、口和町生産

者組合、くちわ中央営農組合の3団体の経理事務等を行っており、事務作業のため、年間を通して費用は発生している。

一方、事業収入である稲ワラ等の販売代金収入は時期によりバラつきがあること、販売方法の変更（農協への“販売”から“委託販売”）により収入時期が遅くなっていることもあり支払遅延が発生している。

市においては、運営補助金であることから、補助金交付団体の財政運営状況に配慮し、補助金の交付時期等について検討されたい。

また、団体においては事務事業の徹底した見直しや改善を行い、効率的な事務事業執行に向け、努力されたい。

(3) 経理業務について（団体に対するもの）

次のとおり改善すべき点があるので、補助事業者は改善に努められたい。

- ア 請求明細等、支払の適正確認のための証拠書類が一部見受けられなかった。については、証拠書類の整備、保存を適切に行われたい。
- イ 本来平成22年度で処理すべき支払いが、翌年度で支払われていた。
- ウ 賃金支給額から源泉徴収すべき税金等の控除及び納付の事務について遺漏が見受けられたので、検討されたい。
- エ 小規模な団体であり、経理事務が担当者1名ということから、誤りが長期間発見されないことが懸念される。会計規定等の整備、支払に伴う事務の確認体制を確立する等、財務報告の信頼性を確保されたい。

（公の施設の管理団体）

[口和自治振興区]

(1) 事業報告書について（団体及び所管室に対するもの）

次のとおり改善すべき点があるので、指定管理者は適正に処理をされるとともに、市は確認をするよう改められたい。

- ア 事務費、管理費等の項目を設けて収支決算書を作成しているが、項目の内訳を記載していないため、指定管理料が適正に執行されているか収支決算書から把握することが困難であった。については、自治振興課が示した項目で報告されたい。
- イ 利用料金が収入されているが、内訳が確認できなかった。内訳が確認できる書類を提出されたい。
- ウ 事業実績書の管理業務の実施状況について、承認を受けた第三者への委託状況についてのみの報告であった。管理業務全般について記入されたい。
- エ 年度協定書第3条の修繕費の精算について、公会計では、平成22年度で精算しているが、自治振興区特別会計では、平成23年度で処理をされており、事業

報告書と実際の指定管理料に差異が生じていた。指定管理者においては、事業報告書の収支決算書の市からの委託料は精算後の金額とされるとともに、特別会計の処理方法についても検討されたい。所管室においては適正な処理をされるよう指定管理者を指導するとともに、報告書の検証をされたい。

(2) 事業計画書について（団体に対するもの）

毎年度、基本協定に基づき指定管理者から提出される事業計画書は、指定管理業務の実施計画であり、適正な指定管理業務が計画されているか、事業計画書により把握しなければならない。基本協定に基づく事業計画書が提出されていなかった。については指定管理者は事業計画書を提出されたい。

(3) 管理状況確認報告書について（所管室に対するもの）

指定管理施設の管理の適正を期するためにも、基本協定第 18 条に基づき、管財課が示した、管理状況確認報告書を作成し、業務の実施状況と施設の管理状況を確認されたい。

[有限会社くちわ]

(1) 事業報告書について（団体及び所管室に対するもの）

次のとおり改善すべき点があるので、指定管理者は適正に処理をされるとともに、市は確認をするよう改められたい。

ア 事業計画書と報告書の収支決算項目や計上費用が異なっていた。

イ 収支差額を調整するために積算根拠のない収入が計上されていた。

(2) 経理業務について（団体に対するもの）

次のとおり改善すべき点があるので、指定管理者は適正に処理をされたい。

ア 報告書と総勘定元帳の各計上数値に相違が見受けられた。再確認等適正な経理に努められたい。

イ 収支決算は、指定管理料の適正性の評価及び、団体自らが指定管理料と実際に執行する管理運営費とのバランスを適正に把握するために必要と考えられるため、収支決算書の正確性が確保される必要がある。また、一定の基準を定めて統一的に計算整理をしなければ、期間比較等財政状態の把握が困難となる。については、指定管理者は企業会計原則に則した会計規定等を定められ、正確性を確認されて市へ提出されたい。

ウ 総勘定元帳の一部は「指定管理会計」として、会計区分を分けて処理しているが、請求・領収書や通帳は事業全体での経理処理であり、抽出し突合確認せざるを得ないものとなっている。本基本協定の条文には専用口座に関する条文はないが、業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理するため、また事業団体自らが市から支払われる指定管理料と他の管理運営のために執行する経費とを適正に経理処理するためにも専用口座により管理され、経理区分も明確にされたい。

エ 小規模な団体であり、誤りが長期間発見されないことが懸念される。支払に伴う事務の確認体制を確立する等、財務報告の信頼性を確保されたい。